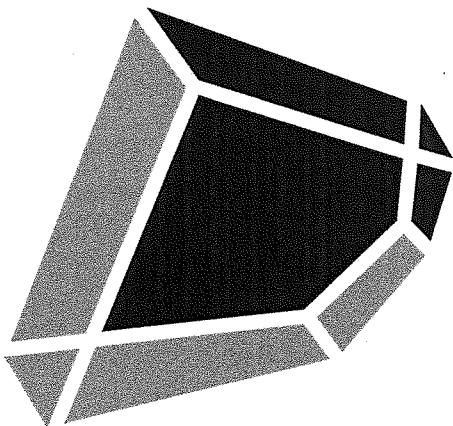


天童市都市計画基本方針
(都市計画マスターplan)
(案)



TENDO

平成25年12月

天 童 市

都市計画基本方針の構成

第1章 基本的な事項	5
1 策定の背景と目的	5
2 位置付けと役割	5
(1) 天童市基本構想	6
(2) 天童市基本計画	7
(3) 山形広域都市計画	7
3 計画の期間	7
4 想定する人口推移	8
(1) 人口の推移と予測	8
(2) 年齢3区分別人口の推移と予測	8
5 構成	10
第2章 都市づくりの現状と課題	11
1 人口減少社会への対応	11
2 少子高齢化社会への対応	11
3 地域コミュニティの維持と景観の保全	11
4 交流人口の拡大	12
5 安全・安心に暮らせるまちづくり	12
6 低炭素型都市の形成	12
7 中心市街地の活性化	13
8 工業・業務系団地の開発	13
第3章 都市づくりの基本理念と目指す都市のすがた（全体構想）	15
1 都市づくりの基本理念	15
2 都市づくりの基本的な方向性	15
(1) 機能が集約されあらゆる世代への優しさを備えた都市づくり	15
(2) 自然環境と調和し地域コミュニティを維持・増進する都市づくり	16
(3) 安全・安心で環境に対する負荷の少ない都市づくり	17
(4) 地域の産業が持続的に成長・発展する都市づくり	17
第4章 将来の都市構造と主要な機能の配置	19
1 広域幹線的な交通体系	19
(1) 南北広域交流軸	19
(2) 東西広域交流軸	19
2 主要な都市機能の配置	19
(1) 回遊型の観光交流拠点	19

(2) 生活交流拠点	19
(3) 工業・業務拠点	19
(4) 緑の拠点	19
3 将来都市概念図	20
4 将来都市構造図	21
 第5章 分野別の方針	22
1 土地利用	22
(1) 方針	22
ア 都市づくりの基本理念の実現	22
イ 持続可能な都市への転換	22
ウ 将來の都市構造を見据えた土地利用の誘導	22
(2) 施策の方向性	22
ア 市街化区域と市街化調整区域の区分の継続とあり方の調査・研究	22
イ 市街化区域の土地利用	23
ウ 市街化調整区域の土地利用	23
エ 土地利用等構想図	25
2 安全・安心	26
(1) 方針	26
ア 減災の視点に立った防災対策の強化	26
イ 総合的な雨水流出抑制対策の確立	26
ウ 安全・安心な生活環境の整備	26
(2) 施策の方向性	26
ア 都市の構造的な防災対策の推進	26
イ 水害に強い都市づくり	26
ウ 交通安全・防犯対策の強化	27
エ ユニバーサルデザインの導入	27
オ 健康福祉の基盤整備	27
カ 総合的雨水流出抑制対策構想図	28
3 道路・交通	29
(1) 方針	29
ア 安全で快適な道路網の形成	29
イ 利用しやすい公共交通システムの確立	29
(2) 施策の方向性	29
ア 道路網の整備	29
イ 道路の維持管理の充実	30
ウ 公共交通機関の導入・充実	30
エ 駐輪場・駐車場の整備	31

才 環状道路・幹線道路等構想図	3 2
力 都市計画道路構想図	3 3
4 住宅・住環境	3 4
(1) 方針	3 4
ア 良好な環境の市街地と田園集落	3 4
イ 生活を支える上・下水道	3 4
(2) 施策の方向性	3 4
ア 良好な居住環境整備	3 4
イ 上下水道の整備充実	3 6
ウ 公営住宅・公共下水道計画図	3 8
5 景観	3 9
(1) 方針	3 9
ア まとまりのある街並み景観の創造	3 9
イ 眺望景観の確保	3 9
ウ 歴史的集落景観の演出	3 9
(2) 施策の方向性	3 9
ア 身近な街並み景観の形成	3 9
イ 憇いとうるおいのある景観の形成	4 0
ウ 景観・歴史まちづくりの展開図	4 1
6 緑と水	4 2
(1) 方針	4 2
ア 公園・緑地などの緑と水のまちづくりの推進	4 2
イ 水と緑にあふれた街並みの創造	4 2
(2) 施策の方向性	4 2
ア うるおいのある緑の創造と保全	4 2
イ 親しみやすい水環境の再生と保全	4 2
ウ 緑と水の構想図	4 4
第6章 地域別の方針（地域別構想）	4 5
1 地域別構想の考え方	4 5
(1) 規模	4 5
(2) 境界	4 5
(3) 市内5地域の人口	4 6
(4) 市内5地域の人口と高齢化率の推移	4 7
2 地域別構想	4 9
(1) 西部地域	4 9
(2) 北部地域	5 4
(3) 中部地域	5 9

(4) 南部地域	64
(5) 東部地域	69
第7章 都市づくりの実現に向けて	75
1 基本的な考え方	75
(1) 役割分担と協働の都市づくり	75
(2) 効率的な都市づくり	75
2 都市計画基本方針の推進	75
(1) 市民主体のまちづくりの推進	75
(2) 地域の特性に応じた整備手法の活用	75
(3) まちづくり推進体制の確立	76
(4) 都市計画基本方針の管理・評価	76
参考資料	77
1 本市の特性	77
(1) 位置と地勢	77
(2) 人口・世帯の状況	77
①人口の動向	77
②地区別にみた人口推移	78
③人口動態の推移	80
④昼間人口の状況	81
⑤年齢別人口の推移	84
⑥世帯の状況	87
(2) 産業の状況	89
①産業別就業者の推移	89
②製造品出荷額等の推移	89
③商品販売額の推移	90
2 市民満足度・重要度アンケート調査結果	90
3 土地利用関係団体アンケート調査結果	91
(1) 調査の目的等	91
(2) 調査の実施概要	91
(3) 調査表の回収状況	92
(4) アンケート調査結果集計	92
(5) 自由記載欄のまとめ	93
4 策定の体制	95
5 策定の経過	

第1章 基本的な事項

1 策定の背景と目的

本市は、昭和 33 年の市制施行とほぼ同時期から、土地区画整理事業に着手し、生活環境の向上と産業の受け皿づくりを進めてきました。その結果、本市の人口は、昭和 37 年の合併以来、増加の一途をたどってきました。

しかし、平成 17 年を転換期として日本全体が人口減少時代に突入し、平成 22 年の国勢調査では日本の総人口は 1 億 2,806 万人となり、本市の人口も減少に転じました。厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、これから人口は急速に減少しはじめ、50 年後の平成 72 年には、約 4,000 万人減少し、8,674 万人になるとしています。

山形県では、第 3 次山形県総合発展計画において、平成 32 年の人口を 104 万 5,000 人にまで減少すると推計しています。

本市では、第六次天童市総合計画において、平成 28 年の目標人口を 64,000 人と定めていますが、全国的には人口減少は避けることができない状況にあります。

このような厳しい社会経済情勢の中、持続的な発展を続けていく都市づくりを進めるために、都市計画の果たす役割が一層高まっています。

「天童市都市計画マスターplan」は、第五次天童市総合計画を実現するために、平成 13 年に策定しました。その後、平成 22 年 2 月に第六次天童市総合計画が策定され、さらに昨年度、山形県において「山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更を行いました。

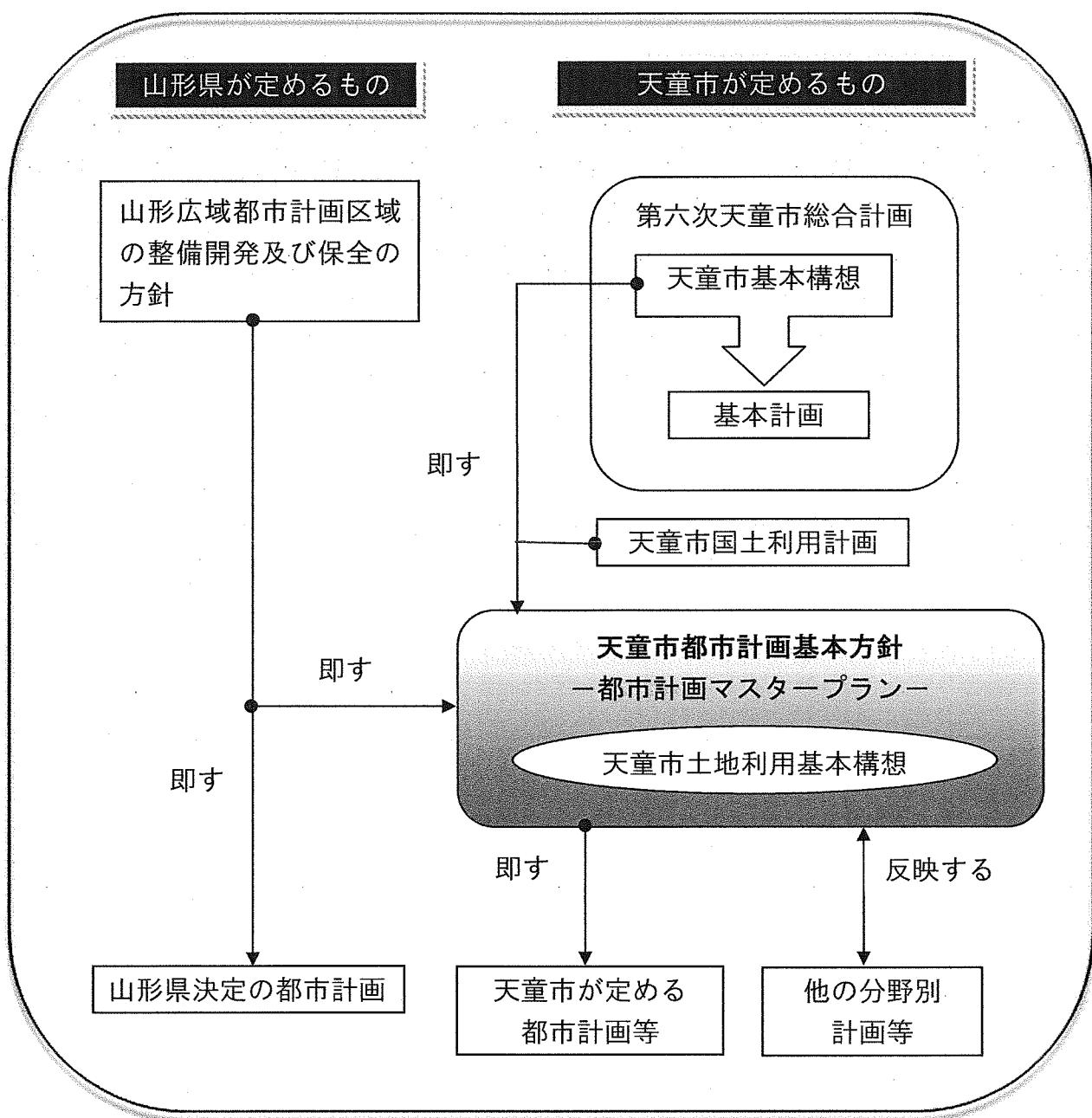
こうした経緯を踏まえ、本市の都市づくりの基本方向や取り組む施策展開の方向を明らかにし、都市づくりを総合的に展開していくことを目的として、第六次天童市総合計画が目指す「笑顔 にぎわい しあわせ実感 健康都市」を実現するため、平成 25 年 2 月に「天童市土地利用基本構想」を策定しました。

この土地利用基本構想を基本的な指針として、より具体的で地域の特性に応じた都市づくりの基本的な方向を示すため、「天童市都市計画基本方針—都市計画マスターplan—」（以下、「都市計画基本方針」）を新たに策定するものです。

2 位置付けと役割

都市計画基本方針は、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、第六次天童市総合計画の基本構想と天童市国土利用計画、山形県が定める「山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して策定します。

都市計画基本方針は、天童市土地利用基本構想を基本的な方針とするものであり、本市がこれから進める都市計画は、都市計画基本方針に基づいて行なってきます。



(1) 天童市基本構想【平成 21 年 12 月策定】

基本構想は、これからの中社会経済動向を展望しながら、本市のまちづくりの将来像を描き、それを実現するための分野ごとの基本方向を示します。

■市の将来像

第六次天童市総合計画における将来の都市像を「笑顔 にぎわい しあわせ実感 健康都市」としています。

将来の都市像の実現に向けて、次の五つのまちづくりの目標を掲げています。

- 安心して健やかに暮らせるまちづくり
- 魅力と活力ある産業のまちづくり
- 縁ある住みよい環境のまちづくり

- 生き生きとした人をはぐくむまちづくり
 - 健全な行財政運営と協働のまちづくり
- 目標年次は平成 28 (2016) 年度としています。

(2) 天童市基本計画【平成 22 年 2 月策定】

天童市基本計画は、天童市基本構想に掲げた将来像や施策の大綱を実現するため、必要となる施策を分野別に体系化・具体化し、施策の目標や展開方針を示しています。計画期間は、平成 22 (2010) 年度から平成 28 (2016) 年度までの 7 か年とし、実効性の確保を図っています。

(3) 山形広域都市計画【平成 24 年 8 月変更】

「山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画法第 6 条の 2 の規定にもとづき、広域的な観点から都市計画区域の土地利用などの基本的な方向性を示し、都市計画の一体性や総合性を確保するため山形県が策定した指針です。

■目標年次

平成 42 (2030) 年

ただし、区域区分の方針などは平成 32 (2020) 年

■都市計画区域の範囲

山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町の 3 市 2 町にわたる範囲

■基本理念と都市づくりの方向性

将来目指すべき基本理念を「創造と交流による活力溢れる中核都市圏の形成」としています。

また、都市づくりの基本的な方向性を、

○都市機能の集積と利便性が高くコンパクトな中枢都市圏の形成

○低炭素型都市を実現する交通網・交通機関の整備

○地域の歴史文化を保全・活用した魅力あるまちづくり

○快適で安全な暮らしを実現する都市環境の整備

○良好な自然環境と調和した都市景観の形成

○市街地周辺の集落のコミュニティの維持・増進

○都市内及び他地域との交流を促す広域交通網の整備

と定めています。

3 計画の期間

都市計画基本方針においては、概ね 20 年後の都市の姿をイメージし、「都市づくりの基本理念」「都市づくりの基本的な方向性」については、平成 42 年を想定します。

なお、社会を取り巻く情勢や環境の変化に対応するとともに、上位の計画等の見直しなどを踏まえながら、おおむね 10 年をめどに見直しを行います。

4 想定する人口推移

(1) 人口の推移と予測

本市の人口は、国勢調査によると、平成 17 年（2005）の 63,864 人をピークに減少しはじめ、平成 22 年（2010）では、62,214 人となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 42 年（2030）には、52,959 人になると予測されています。

別図「人口推移と予測」

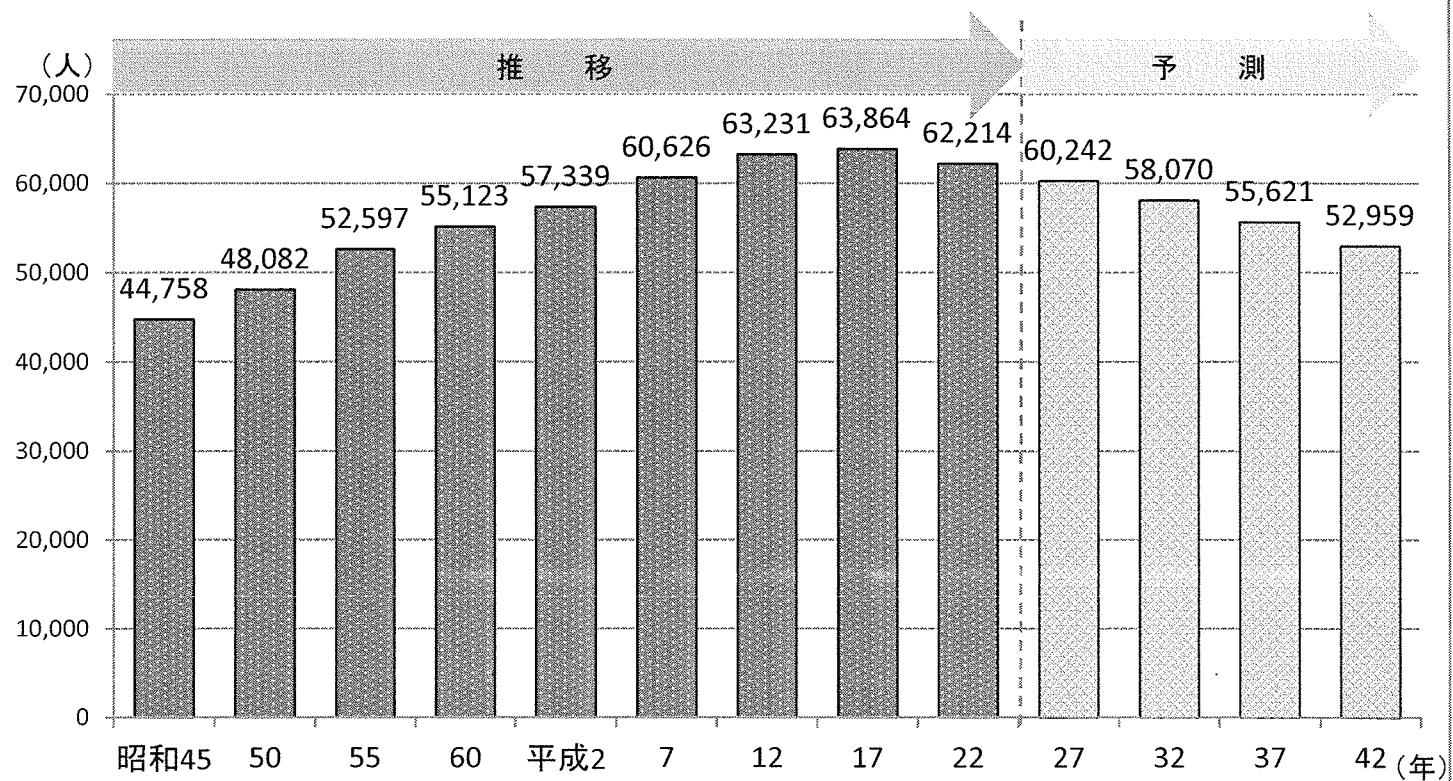
(2) 年齢 3 区分別人口の推移と予測

本市の年齢 3 区分別人口を見ると、昭和 45 年（1970）には、年少人口が 10,060 人で総人口に占める割合は 22.5%、生産年齢人口が 30,907 人で同 69.1%、老人人口が 3,791 人で同 8.5% でした。平成 22 年（2010）には、それぞれ 8,617 人（13.9%）、38,468 人（61.8%）、15,129 人（24.3%）となりました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 42 年（2030）には、それぞれ 5,558 人（10.5%）、28,521 人（53.9%）、18,880 人（35.7%）となると予測されています。

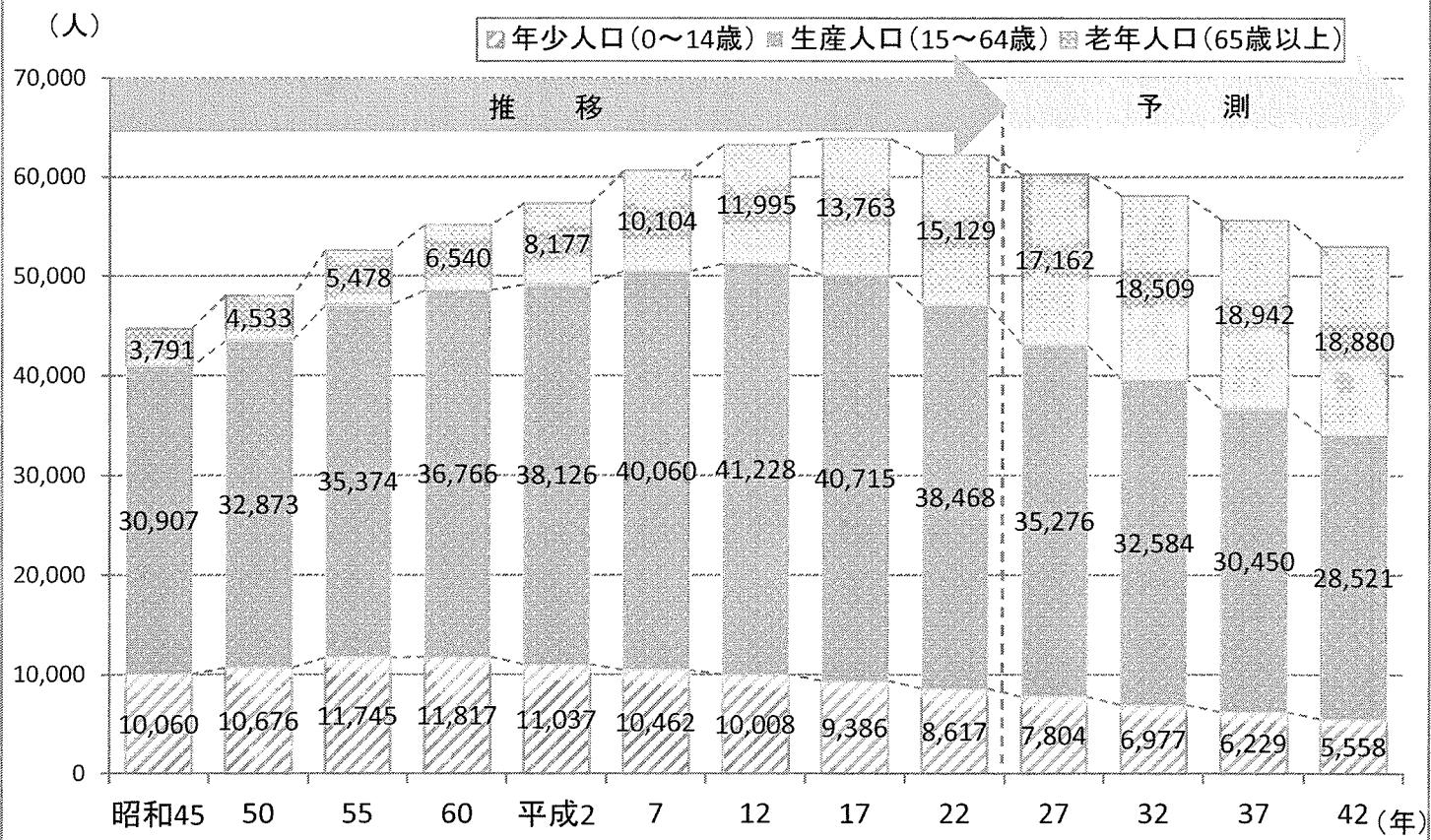
別図「年齢 3 区分別人口の推移と予測」

人口の推移と予測



資料:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)

年齢3区分別人口の推移と予測



資料:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計)

5 構成

天童市都市計画基本方針の構成は次のとおりとします。

「天童市都市計画基本方針」の構成（案）

第1章 基本的な事項

1 策定の背景と目的	2 位置づけと役割	3 計画の期間	4 想定する人口推移	5 構成
------------	-----------	---------	------------	------

第2章 都市づくりの現状と課題

1 人口減少社会への対応	5 安全・安心に暮らせるまちづくり
2 少子高齢化社会への対応	6 低炭素型都市の形成
3 地域コミュニティの維持と景観の保全	7 中心市街地の活性化
4 交流人口の拡大	8 工業・業務系団地の開発

第3章 都市づくりの基本理念とめざす都市のすがた（全体構想）

1 都市づくりの基本理念「活力ある産業と快適な生活環境が調和した都市づくり」
2 都市づくりの基本的な方向性
(1) 機能が集約されあらゆる世代への優しさを備えた都市づくり
(2) 自然環境と調和し地域コミュニティを維持・増進する都市づくり
(3) 安全・安心で環境に対する負荷の少ない都市づくり
(4) 地域の産業が持続的に成長・発展する都市づくり

第4章 将来の都市構造と主要な都市機能の配置

1 広域幹線的な交通体系	2 主要な都市機能の配置	3 将来都市概念図	4 将来都市構造図
--------------	--------------	-----------	-----------

第5章 分野別の方針

1 土地利用	2 安全・安心	3 道路・交通	4 住宅・住環境	5 景観	6 緑と水
--------	---------	---------	----------	------	-------

第6章 地域別の方針（地域別構想）

1 地域別構想の考え方	2 地域別構想				
	(1) 西部地域	(2) 北部地域	(3) 中部地域	(4) 南部地域	(5) 東部地域

第7章 都市づくりの実現に向けて

1 基本的な考え方	2 都市計画基本方針の推進
-----------	---------------

参考資料

1 本市の特性	2 アンケート資料	3 策定の体制	4 策定の経過
---------	-----------	---------	---------

第2章 都市づくりの現状と課題

本市の特性とアンケート調査の結果、及び社会経済情勢の変化を踏まえると、今後の都市づくりの現状と主な課題は次のように整理されます。

1 人口減少社会への対応

人口の自然動態、社会動態ともに減少傾向にあり、平成22年の国勢調査では世帯人員1人若しくは2人の少人数世帯が全世帯の45%を占める一方で、世帯数は増加し核家族化が進んでいます。このような人口減少社会の到来に対応し、拡大期における都市づくりとは対照的に、都市の質を高める取組に重点を置き、産業の活性化による働く場の創出や、誰もが安全・安心・快適に住み続けられ、満足度の高い都市づくりが求められています。

都市全体が機能的なまとまりを保ち、都市の個性を見極め魅力の向上を図り、交流人口の拡大により、都市の活力を効率的に維持・発展させていくことが必要です。

そのためには、市内各地区の人口の増減に大きな差がみられるなか、将来の人口規模に応じた適正な規模の市街地を確保し、生活利便性が高く歩いて暮らせる集約型都市づくりを目指した施策の展開が望まれています。

2 少子高齢化社会への対応

少子高齢化の進展に対応し、子どもや高齢者、障がい者等が生き生きと暮らせる都市居住環境の構築が求められています。

少子化の進展と地域社会のつながりの希薄化、子どもの遊びの変化や家庭の教育力の低下が進む中、子育て世帯が安心して子どもを生み育てられる環境の整備が必要とされています。

高齢化の進展に伴い、高齢世帯と災害時における災害弱者の急増、車の運転が困難な高齢者の増加が見込まれることから、道路などの都市施設や建築物のバリアフリー化や、公共交通を中心とした交通環境、身近な生活利便施設の重要性が高まることが考えられます。

駅周辺の交通利便性の高い地区に、良好な居住環境を集約的に整備し、日常生活に必要な都市機能を適正に配置する必要があります。

平成22年の国勢調査では、高齢者単身世帯と高齢者夫婦のみの世帯の合計が、全世帯の約15%となっており、買い物難民への対応など、居住環境や交通環境の再構築を図っていく必要があります。

田園集落だけでなく、市街地でも空き家が増加しつつあり、町並みや地域コミュニティの維持の面から、地域の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があり、特に降雪の時期には防災の面からも問題があります。

3 地域コミュニティの維持と景観の保全

田園集落においては、人口の減少が進んでおり、コミュニティの空洞化が懸念されて

いるため、まちづくりや防災・防犯にも大きな役割を持つ地域コミュニティの維持と活力を高めることが求められています。

田園集落の定住人口を確保し、活力を維持・発展させることを目的として、田園型住宅地の整備と供給を促進する必要があります。

町並みや自然景観と不調和な建築物や無秩序な屋外広告物などにより、景観が変容し、都市の魅力や活力の低下を防ぐため、景観に配慮した都市づくりを進める必要があります。

4 交流人口の拡大

山形空港をはじめ、山形新幹線、東北中央自動車道などの恵まれた広域交通網を生かした、市域の枠を越えて多様な交流人口が増大し、人が集まり、人でにぎわう都市づくりが求められています。

東日本大震災の風評を払拭し、東北全体の経済を再活性化させるため、東北の中核都市である仙台市に隣接している地の利を生かした、仙台圏との市民相互の交流人口の拡大は、観光関係者にとって大きな課題となっています。

また本市は、茨城県土浦市、群馬県館林市、北海道網走市、宮城県多賀城市と友好都市の盟約を締結しています。本市の特色や強みを生かし、これらの都市との相互交流を深め、連携を強めるとともに、関東や関東以西からの交流人口を増やし、都市の活性化に結びつけていく必要があります。

5 安全・安心に暮らせるまちづくり

東日本大震災から得た教訓を生かし、減災の視点に立って地震などの自然災害の被害を最小限に抑えるとともに、防犯対策などに取り組み、暮らしの安全・安心を高める都市づくりが求められています。

災害時の広域的な連携を支える交通基盤の強化と、暮らしに密着した道路の安全性の向上や、緊急車両の通行に対応した道路の確保など、生活道路の整備を進める必要があります。

市民満足度・重要度アンケート調査結果で重要度が高くなっている水道・下水道や生活道路などの都市施設について、自然災害に備えた耐震化や機能強化などの対策を行っていく必要があります。

台風等に限らず、局所的な集中豪雨が増加しており、大雨により河川が増水し、雨水排水による内水被害が深刻化しているため、雨水排水対策を進めることができます。

犯罪を未然に防ぎ、安全・安心を確保するために、公衆街路灯等を整備する必要があります。

6 低炭素型都市の形成

地球規模での環境問題に対応し、二酸化炭素排出量の削減に向けて、環境に配慮した

緑豊かな都市づくりが求められています。

幹線道路の整備や交差点の改良などにより、交通渋滞を解消するとともに、公共交通ネットワークを活用した自動車に過度に頼らない交通環境を形成し、低炭素型の都市づくりを進める必要があります。

徒歩や自転車などで移動して暮らせる快適な都市空間を形成し、自動車中心のライフスタイルの変革を促す必要があります。

天童駅や天童温泉街、わくわくランド、舞鶴山から天童古城西周辺と、新市街地となる芳賀地区との回遊が可能で、それぞれの都市機能を高めあう、環境負荷の小さい都市づくりを行う必要があります。

建築物に由来して多くの二酸化炭素が排出されている都市においては、エネルギー利用の合理化等を通じて都市の低炭素化を促進していくことが課題とされています。

7 中心市街地の活性化

景気の低迷や本格回復の遅れなどにより、中心市街地の商店街は厳しい経営環境にあり、にぎわいの低下が懸念されているため、市街地の核となる中心市街地を底上げし、商店街と地域住民とが協働して時代に応じたにぎわいあふれるまちづくりを推進することが求められています。

中心市街地は、整備された公共公益施設や宿泊施設をはじめ、商業、業務、居住などの多様な都市機能が集積し、他の地域にはない中心市街地ならではの地域資源を有しています。このような資源を生かしながら、中心市街地は都市イメージの構築の場、情報発信の場として中核を担う必要があります。

交流人口の減少などで活力が低下傾向にある中心市街地の活性化を図り、利便性と快適性を高め、持続可能な中心市街地を形成していく必要があります。

8 工業・業務系団地の開発

本市は、気象条件に恵まれ災害が少ない優位性を有し、東北中央自動車道や国道へのアクセスも良く県内交通の要衝にあり、利便性の高い地域であることから、迅速な企業活動に対応出来るように、まとまった工業・業務用地を確保しておくことが求められています。

現在本市は、6つの工業団地（約200ha）を有し、それぞれの企業分野で連携を深めながら産業の振興が図られていますが、就業人口の減少と、製造品出荷額等の伸び悩みが課題となっています。

本市の就業者のうち43%が市外で就労している状況にあり、市民満足度・重要度アンケート調査や土地利用関係団体アンケート調査結果からは、企業誘致による新たな雇用の場の創出と就労の場の確保を図るとともに、市内の既存事業所の適正な土地利用を促進するため、工業・業務系の団地開発を進めていくことが求められています。

市街化区域内の住居地域に製造工場が立地し、既存工場の操業環境と居住環境双方への影響が懸念されるため、工業・業務系の団地を開発し、既存の工場を再配置する必要

があります。

また、市街化調整区域の国道や幹線道路沿線に開発された建物が、廃業等により空き家となり、廃屋と化している物件が散見されるため、工業・業務系の団地を造成して再編成する必要があります。

第3章 都市づくりの基本理念と目指す都市のすがた（全体構想）

1 都市づくりの基本理念

「第六次天童市総合計画」において、本市の発展方向を次のように定めています。

「魅力と活力ある産業と緑ある住みよい環境のまちづくり」

また、これを実現する取組の基本方策を次のように定めています。

- 力強く成長する工業の振興
- 観光の活性化と魅力ある商業の形成
- 活力ある農林業の振興
- 雇用の安定と労働環境の整備
- 自然と共生したまちづくりの推進
- 快適な日常生活圏の形成
- 身近な生活環境の充実
- 安全・安心な地域体制の構築

本市の特性と現状及び課題を踏まえ、第六次天童市総合計画の発展方向及び基本方策並びに山形広域都市計画に沿って、都市づくりの基本理念と基本的な方向性を次のように定めます。

○基本理念

『活力ある産業と快適な生活環境が調和した都市づくり』

2 都市づくりの基本的な方向性

都市づくりの基本理念を実現し、第2章の8つの課題を解決するために、今後取り組む都市づくりの基本的な方向を次のように定めます。

(1) 機能が集約されあらゆる世代への優しさを備えた都市づくり

ア 持続可能な都市への転換

人口減少、高齢社会に対応し、効率的で持続可能な都市づくりに向けて、郊外への開発が進み市街地が拡大するのを抑制し、道路や上下水道などの社会基盤の整備・維持コストを抑え、財政面で持続可能な都市への転換を図ります。

イ 集約型の都市づくりの推進

居住者の生活の利便性の向上を図るために、市街地の居住を促進し、市街地の活性

化や車依存からの脱却、都市の経営コストの低減などの様々な効果を生み出します。そして、市街地に住宅や病院、商店街など、暮らしに必要な機能を集約し、自家用車に過度に依存しなくとも、徒歩や自転車で買物などの日常生活を不自由なく送ることができる集約型の都市づくりを進めます。

ウ 子育て世代への支援

少子化の進展に対応し、子どもを生み育てる世代を支援する環境を形成するため、子どもと親がそれぞれ交流でき、子どもたちが自ら育つ力を養い、家族が互いに成長し合える家庭を育み、市民みんなで子育てを支える中核施設を整備します。

エ バリアフリー化と公共交通の充実

高齢者や障がい者が安全・安心に自立して暮らせる環境を形成するため、道路などの都市施設や建築物のバリアフリー化を進めるとともに、鉄道や市営バス、予約制乗合タクシーなどの公共交通を充実します。

オ 空き家対策の推進

高齢化が進展する中で増加しつつある空き家について、防災面や衛生面で地域の安全な生活環境を維持するために、幅広く空き家の情報収集・調査するとともに、山形県等と連携を図りながら、「天童市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき総合的な空き家対策に取り組みます。

(2) 自然環境と調和し地域コミュニティを維持・増進する都市づくり

ア 定住人口の確保

減少傾向にある田園集落の定住人口を確保し、活力を維持・発展させることを目的として、山形県住宅供給公社や民間活力の導入による田園型住宅地の整備と供給を促進します。また、縁豊かでゆとりある生活環境での定住を志向する市民ニーズに応えるため、優良田園住宅認定制度を活用するとともに、集落部における民間の開発計画については、田園集落の土地利用との調整を図り、地区計画の設定を行った上で整備を促進します。

イ 交流人口の拡大と地域コミュニティの維持増進

本市出身で仙台市周辺や関東地区に在住する方々で組織する「在仙天童会」や「関東天童会」を通して、本市の情報提供を行うとともに、PR活動を積極的に行い、本市への交流人口の拡大を図り、中心市街地や田園集落の地域コミュニティのにぎわいを創出します。

また、国内の友好都市等において、観光物産展の開設を行うとともに、本市の魅力発信や物産の販路拡大などに努め、さらに、空港への近接性を生かして、国外からの観光客を誘致し、交流人口の拡大を図ります。

ウ 自然環境と都市景観の保全

地域コミュニティを維持・増進することで、田園集落に現存する、地域の原風景といえる田園風景や良好な自然環境、眺望・景観を守り、固有の伝統・文化の保全に取り組んでいきます。

市街地内では、地域の歴史や文化等の特性に配慮し、内外に誇れる個性的で魅力的な都市景観の形成に努めます。

(3) 安全・安心で環境に対する負荷の少ない都市づくり

ア 災害に強い都市づくりの推進

東日本大震災を教訓として、市民生活の安全・安心を高めるため、大規模地震や自然災害に備える対策を進めます。

都市施設の整備充実を図るとともに、木造住宅の耐震診断や耐震改修、避難施設やライフラインの耐震対策を総合的に進めます。

災害時の広域的な人的・物的支援のための、東西・南北の広域幹線道路を整備促進するとともに、既成市街地に多い幅員の狭い生活道路について、緊急車両の通行などに対応した整備を推進します。

イ 総合的な雨水排水対策の推進

台風等に限らず、局所的な集中豪雨の増加による河川の増水と雨水排水による内水被害を最小限に抑えるため、雨水排水計画の見直しを行います。

ウ 交通安全・防犯対策の推進

公衆街路灯等の整備が遅れている箇所への導入を推進する基本的な考え方に基づき、児童生徒等の安全を確保します。併せて、公衆街路灯等のLED化を推進します。

エ 低炭素型都市づくりの推進

渋滞等を解消する効率的な幹線道路の整備や交差点の改良などにより、円滑な自動車交通を実現し、二酸化炭素の排出を軽減するとともに、公共交通機関の利便性の向上や、集約型の都市づくりを進めることで、過度に自家用車に依存せず徒歩や自転車で快適な生活が持続できる低炭素型の都市づくりを目指していきます。

オ 回遊可能な公共交通ネットワークの形成

新市街地となる芳賀地区に、道路、公園、広場等の都市機能を集約するとともに、天童駅や天童温泉街周辺の中心市街地との回遊により、それぞれの都市機能を高め合うことができるよう公共交通ネットワークの形成を進めます。

カ 建築物の低炭素化の促進

市街化区域の建築物の低炭素化を進めるために、低炭素建築物認定制度により、二酸化炭素排出量を削減するための先導的な基準に適合する建築物の建築を促進します。

(4) 地域の産業が持続的に成長・発展する都市づくり

ア 中心市街地の活性化

商店街の魅力づくりと連携を促すとともに、地域資源の魅力の再発見等を促進し、交流人口の増加を目指した取組を支援することにより、にぎわいあふれるまちづくりを進めます。

JR天童駅と天童温泉、わくわくランドから舞鶴山、天童古城西地区へと、回遊し

て親しめる周遊観光の拠点として、温泉街と調和のとれた中心市街地の活性化を図ります。

イ 新たな生活拠点づくり

中心市街地と連携し、市民ニーズの多様化に対応するため、芳賀地区に商業、サービス施設等が集約的に立地する生活拠点づくりを進めます。

ウ 工業・業務系団地の整備

社会情勢や企業ニーズの変化等にあわせて、地域の特性に応じた産業の需要に対応できる新たな工業・業務系団地の基盤づくりを行い、既成市街地内の工業地との連携を図ります。

東北中央自動車道天童インターチェンジ周辺は、広域交通網へのアクセスが良く利便性が高いエリアであるため、迅速な企業活動に対応出来るように、地区計画を導入して十分な広さのある工業・業務用地を確保し、企業の立地誘導、集積を図ります。

市街化区域の住居地域内の既存工場の操業環境と居住環境双方の影響を解消するため、古井戸地区と国道13号沿線に、新たな工業・業務団地の造成を進め、地区計画を導入して既存の工場の再配置を行います。また、市街化調整区域の国道13号沿線に開発された建物が、廃業等により空き家となり、廃屋と化している物件についても、工業・業務系の団地の造成にあわせて再編成を進めます。